

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」 素案について市民意見を募集します！

横浜市では、学校施設の老朽化が進行しており、建替えの検討が必要な時期となっています。建替事業を効率的、効果的に進めていくために、横浜市教育委員会では、新たに「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」の素案を策定しました。

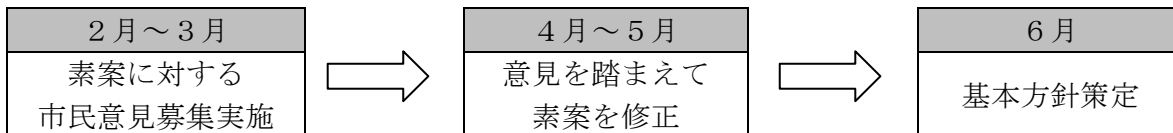
今後、素案に対する市民の皆様からのご意見を踏まえて「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定します。

◎市民意見募集について

募集期間	平成29年2月16日（木）から3月17日（金）まで （郵送の場合は当日消印有効）
ご意見の提出方法	次のいずれかの方法でお寄せください。様式は自由です。 郵 送 : 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 教育委員会事務局教育施設課計画推進係 F A X : 0 4 5 - 6 6 4 - 4 7 4 3 Eメール : ky-tatekae@city.yokohama.jp (タイトルに「市民意見募集」と明記してください)
注意事項	電話又は口頭でのご意見は対応できませんので、ご了承ください。 ご意見への個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

◎市民意見募集結果と方針策定について

いただいたご意見の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日公表します。
また、皆様のご意見を踏まえて素案を修正し、方針を策定・公表します。



◎「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」素案の閲覧方法について

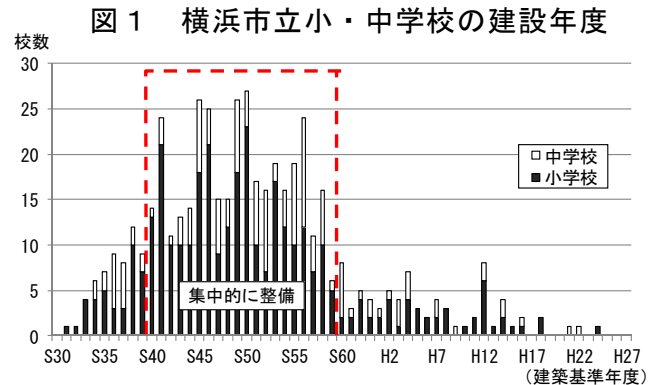
下記URLホームページのほか、教育委員会事務局教育施設課窓口、各区役所広報相談係窓口、市民情報センターでご覧いただけます。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/tatekae/tatekaehoshin.html>

お問合せ先	
教育委員会事務局教育施設課長	中澤 誠治 Tel 045-671-3230

1 学校施設を取り巻く現状と基本方針の策定

- 本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備してきました（図1）。従来は築40年ほどで建替えを行ってきましたが、現状では5割以上の学校が築後40年を経過している状況です。10年後には、この割合は9割近くにまで上ります。
- 本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況です。また、グラウンドの面積は、全国の指定都市や都区部と比べても最低水準にあります。
- 本市では、長寿命化基本方針に基づき、学校施設を築70年まで使用することとなっていますが、その時期も見え始めています。効率的、効果的に、1校1校が最善の形で建替えを進められるよう、学校施設建替えに関する基本方針を策定します。



2 学校施設建替えの考え方

■基本方針の対象

学校施設の機能向上などの整備内容の見直しや耐震補強による室内環境への影響を考慮して、昭和56年度以前に建設された学校を対象とします。

■事業期間・事業費

事業期間は対象校が築70年を超えない範囲の平成63年度までとします。試算では、事業費が約1兆円と膨大なため、施設量の縮減、維持管理の一層の効率化等により負担軽減の取組を進めます。平準化のために一部を前倒して建替えを実施し、平成32年度の工事着手を目標とします。

■建替校選定の考え方

- ・築年数の古い学校から行うことを基本とします。最古の校舎の築年数が原則として70年を超えないように配慮しつつ、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。
- ・全面建替を基本としますが、建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない場合には部分的に建替えを行うこととします。
- ・学校施設の「機能改善」、「学校統合」、「公共施設等との複合化」といった視点からも必ず検討します。

【機能改善】

教育環境に課題が多く、改修による改善が見込めない学校（特殊な形状や配置の学校、整備の基準を大きく下回る学校など）について、建替えにより課題解決を図ります。

【学校統合】

小規模校では教育活動、学校運営上多くの課題があり、学校統合を進めていく必要があります。統合時に建替えを行うことで、教育環境の大幅な改善や工期の短縮が図れます。

【複合化】

公共施設等と複合化することで、その機能を授業や学校行事等、学校教育で活用します。また、複合施設が拠点施設として地域まちづくりの推進に資するよう、配慮していきます。

■建替後の学校施設の整備内容

- ・より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行います。また、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化や地下利用を検討します。

3 建替えの進め方

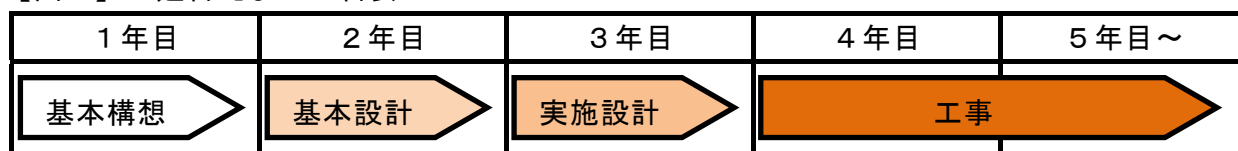
■建替校の選定

- ・「2 学校施設建替えの考え方」を基に、効率性や事業効果を総合的に考え、建替えを進めていきます。ただし、国庫補助の導入対象に該当しない場合や小規模校化が見込まれる場合等は建替えを見送ります。
- ・教育委員会事務局内に選定会議を設置し、上記の内容を踏まえたうえで、選定会議の場で建替えを行う学校を選定します。

■事業着手から建替工事の進め方

- ・建替えまでの目安としては、1年目に基本構想、2年目に基本設計、3年目に実施設計、4年目以降に建替工事を実施します。工期は2年程度を目安としますが、工事の進め方や内容によっては、3年以上要する場合があります。
- ・整備にあたっては、基本構想に着手するまでにまちづくりの観点から地域の声を反映しながら区局横断的に調整を進めていきます。

【図2】 建替えまでの目安



4 建替えを進める上での留意点

- 地域まちづくりの推進への配慮（学校施設建替えにあわせた地域課題の解決）
- 学校の伝統やシンボルへの配慮（地域に親しまれている伝統的な意匠などを極力継続して設置）
- 地域防災拠点（建替工事により防災拠点が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 学校施設の目的外利用（建替工事により学校開放等が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 効率的な事業執行（公民連携手法を含め、最も効率的な進め方での事業推進）
- 財政負担の軽減（国への財源確保の働きかけ、市の方針に基づく土地、建物等の資産の有効活用等、横浜市学校施設整備基金の活用など）
- 環境に配慮した学校施設の整備（太陽光の利用や照明のLED化、木材利用の促進）
- 特別支援学校、高等学校の建替えについては別途検討

5 今後の取組

- 新しい学習内容にも対応できるよう、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替えを進めていきます。また、他の自治体の参考となるような事例にも積極的に取り組んでいきます。
- 今後も既存施設の保全は重要です。建替えの時期を踏まえ、効率的に保全を行い、良好な学習環境の維持に努めていきます。
- 建替えを進めていくうえで、社会情勢等の大きな変化などにより、基本方針の内容が実態に合わなくなった場合には、当方針の見直しを行います。